

有価証券報告書の提出遅延等に関する上場制度の整備について

平成13年2月28日

名古屋証券取引所

1. 改正の趣旨

上場会社はその企業内容を開示して投資者の投資判断に供する、いわゆるディスクロージャー制度は、マーケットの公正性・透明性を確保するための最も重要な制度の一つであり、名古屋証券取引所（以下「名証」という。）では、上場会社の行う適時開示を上場規則上に明確に定めるなど、タイムリーディスクロージャーを通じて、これまでもディスクロージャーの充実・強化に努めてきた。

こうしたディスクロージャー制度の根幹を成すのは有価証券報告書に代表される証券取引法上の企業内容開示制度であり、会計基準の整備などを通じてその制度的な信頼性は一層高められているところである。しかしながら、最近、上場会社等において、有価証券報告書の基本部分である財務諸表について、その監査を行う監査人との契約が遅れたため有価証券報告書の提出が法定期限を大幅に過ぎてしまった事例や、監査報告書が会社にとってきわめて不利な内容であったため、故意に有価証券報告書の提出を遅延させて法定期限を超過するといった事例が生じている。

現在、名証の上場廃止基準においては、有価証券報告書・半期報告書について（1）上場会社が財務諸表等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると認められた場合、及び（2）監査報告書等において、「不適正」または「意見差し控え」等である旨の総合意見が表明され、かつ、その影響が重大と認められた場合には、いずれも上場廃止基準に該当することが定められている。しかしながら、これらの規定はいずれも会社が有価証券報告書・半期報告書を法定期限内に提出することを前提としたものであり、上述のような、提出遅延や不提出の場合を想定した明確な規定は設けられていない。このため、適時開示規則等のいわゆる一般条項を適用して対応を行ってきたが、現状ではこうした事例への十分な対応が図れる状況とはなっていない。

これらの事例はきわめて特殊なものであったが、近年の経済状況や会計基準を巡る動向などを考慮すると、今後も同様の事例が生じる可能性は否定できず、今後、その対応策として適時開示規則及び上場廃止基準について所要の整備を行うこととする。

2. 改正の概要

項 目	内 容	備 考
1. 会社情報の適時開示等に関する規則の整備 (1) 監査法人の就退任に関する名証への報告及び適時開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社の財務書類を監査する監査法人（公認会計士を含む。以下同じ。）の就退任があった場合には、名証への報告及び当該内容の適時開示を求めることとする。 	現在は、原則として、報告及び適時開示の対象としていない。
(2) 上場管理上の協力義務の明記	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名証が上場廃止基準への該当性の判断に必要と認めて、監査法人に対する事情説明を求める場合には、上場会社がこれに協力すべきことを明記することとする。 	現在は、上場会社を通じて監査法人に依頼し、事実上協力を得ている。 必要に応じて、上場会社から同意書を徴求することとし、その場合の根拠規定として位置付ける。
2. 上場廃止基準に関する規則の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券報告書・半期報告書（これらに添付すべき監査報告書を含む。以下同じ。）が法定期限経過後一定期間（1か月程度を想定）に提出されない場合は、当該銘柄の上場を廃止することとする。 ・ これに伴い、有価証券報告書・半期報告書が法定期限内に提出できない場合には、その旨の適時開示を求めるとともに、法定期限後も速やかに提出できないとき又はその見込みが立たないときは監理ポストに割り当てるなど、その他所要の改正を行うこととする。 	現在は、不提出に関する明確な規定がなく、個別の状況に応じて一般条項（公益又は投資者保護のため上場廃止を適当と認める場合）の適用を検討している。 法定期限内に有価証券報告書・半期報告書が提出されない場合は、直ちに適時開示するとともに、法定期限から一定期間（1週間程度を想定）を経過した時点で提出されない場合又は提出できる見込みが立たない場合には監理ポストへ割り当て、当該理由により上場廃止の可能性が生じている旨を投資者に周知する。 別紙「有価証券報告書の未提出会社等への対応」参照
3. 実施時期（予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本年4月1日を目途とする。 	2については、本年3月末以降に事業年度又は中間会計期間が終了する上場会社が提出する有価証券報告書・半期報告書から適用する。

以 上

有価証券報告書の未提出会社等への対応（図）

